

国民健康保険(国保)

保険年金課(7番窓口) … ☎620-1631

市に住居登録(外国人を含む)のあるかたは、国保に加入しなければなりません。

ただし、国保以外の医療保険(職場の健康保険・後期高齢者医療制度・国保組合など)に加入しているかたや生活保護を受けているかたおよび在留期間が3か月以下の短期滞在の外国人のかたは国保に加入できません。

届出

国保の届出…届出は異動のあった日から14日以内に行わなければなりません。届出が遅れると、保険料をさかのぼって納めていただくほか、その間、病気やケガをしたとき保険診療が受けられない場合があります。

届出内容	こんな時は14日以内に手続きを	手続きに必要なもの
国保にはいる場合	転入したとき	印鑑、ほかの市区町村の転出証明書
	職場等の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、被保険者証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書
国保をやめる場合	転出するとき	印鑑、被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、健康保険被保険者証と国民健康保険被保険者証
	死亡したとき	印鑑、被保険者証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、被保険者証、保護決定通知書
その他	市内で住所が変わったとき	印鑑、被保険者証
	世帯主が変わったとき	印鑑、被保険者証
	世帯の合併、分離のとき	印鑑、被保険者証
	被保険者証をなくしたとき	印鑑、身分を証明できるもの
	修学により、他の市町村に転出するとき	印鑑、在学証明書、被保険者証

※上記のほかに、届出には、「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバー、本人確認できるものが必要です。
※印鑑は世帯主自署の場合は不要です。

●療養の給付

病気やケガで被保険者証を提示して医師の治療を受けたとき、自己負担の3割(年齢と所得により異なります)を病院等の窓口で支払っていただくと、あとの7割は国保から医療機関へ直接お支払いします。

なお、入院時の食事代など別途自己負担があります。

●療養費

事故や旅先などで被保険者証を持たずに診療を受け医療費の全額を支払ったとき、また治療用補装具の代金を支払ったときは保険年金課へ申請していただきますと、審査のうえ、保険給付分を療養費として支給します。

●出産育児一時金

被保険者が出産したとき、世帯主に1児につき42万円(産科医療補償制度加入医療機関等以外での出産の場合は異なります)を支給します。妊娠4か月(12週)以上の場合は、流産や死産でも支給されます。

また、出産費用のうち、出産育児一時金の額を限度として、市から直接医療機関へ支払う直接支払制度があります。

●葬祭費

被保険者が亡くなられたとき、葬祭を行ったかたに5万円支給します。

●高額療養費

被保険者が保険診療を受け、医療費の自己負担額が一定の限度額を超える場合は、高額療養費が支給されます。

また、限度額適用認定証(申請が必要)を医療機関に提示することにより、同じ医療機関でひと月の自己負担額が一定の額までとなります。ただし、保険料の未納がない場合に限りです。

●国保と交通事故

交通事故や暴行など加害者がいてケガや病気になったときは、その医療費は相手側の過失や責任の程度に応じて損害賠償していただくことになります。

本来、治療費は加害者が全額支払うのが原則ですが示談までの間でその支払いに支障がある場合、一時的に国保で受診していただき、その治療費を国保が立て替えることになります。

この時、被保険者は必ず「第三者行為による傷病届」を保険年金課に提出することが必要です。これに基づき国保はあとでこの費用を加害者から返してもらうことになります。



後期高齢者医療制度

保険年金課(6番窓口)… ☎620-1630

75歳(一定の障害があると認定された65歳)以上の高齢者を対象(生活保護受給者等を除く)とする保険制度です。運営は、府内43市町村で組織する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が行いますが、保険料徴収や窓口業務などは市が行います。

- ※次の基準のいずれかに該当するかた
- ・身体障害者手帳1級～3級および4級の一部に該当
 - ・療育手帳A判定
 - ・精神障害者保健福祉手帳1、2級に該当
 - ・国民年金法等における障害年金1、2級に該当

被保険者となるかた

1. 75歳以上のかた
2. 65歳以上75歳未満のかたで、一定の障害(※)があると認定されたかた

	届 出	持 ち 物
1. 資格の取得 <small>(75歳になるときは、届出の必要はありません。広域連合から自動的に被保険者証が送付されます)</small>	府外から転入したとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、負担区分等証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、保護廃止通知書、マイナンバーを確認するための書類(通知カード等)
	65～74歳で一定の障害となったとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、障害者手帳・療育手帳等障害の程度がわかる証明書、マイナンバーを確認するための書類(通知カード等)
2. 資格の喪失	府外へ転出するとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、被保険者証、保護決定通知書、マイナンバーを確認するための書類(通知カード等)
	死亡したとき	印鑑(喪主自署の場合は不要)、被保険者証、葬祭費申請に必要な葬儀の確認できる領収書等、喪主の銀行口座情報がわかるもの
3. そ の 他	府内・市内で住所が変わったとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、(被保険者証、負担区分等証明書)
	世帯主や世帯構成が変わったとき	印鑑(本人自署の場合は不要)、被保険者証
	被保険者証をなくしたとき	印鑑(申請者自署の場合は不要)、窓口に来られるかたの身分を証明できるもの、マイナンバーを確認するための書類(通知カード等)

国民年金

保険年金課(8番窓口)… ☎620-1632

国民年金は、年をとったり、思わぬ病気やケガなどで収入が途絶えても、誰もが安心して生活を送れるよう社会全体で支え合う制度です。

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。

加入する人(被保険者)

●必ず加入する人(強制加入被保険者)

被保険者の種類	加入する人	保険料の納め方
第1号被保険者	自営業、自由業、農林漁業、学生、フリーター、無職の人など	日本年金機構から送付される納付書で金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めるか、口座振替、または、クレジットカードによる納付もできます。
第2号被保険者	会社員、公務員など	給料から天引きされます。
第3号被保険者	会社員、公務員などの第2号被保険者に扶養されている配偶者	第2号被保険者である配偶者が加入する厚生年金保険が負担します。

●希望で加入する人(任意加入被保険者)

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ②国外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ③年金受給資格がない65歳以上70歳未満の人(生年月日の制限あり)

基礎年金番号で届出を

基礎年金番号は変わりません。届出や申請の手続きには年金手帳または基礎年金番号通知書を忘れずに

保険料を納められないときは免除や納付特例の制度があります。

免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下であれば、申請することにより全額免除、または一部免除が承認されます。

納付猶予制度

学生を除く50歳未満のかたで、本人・配偶者の前年所得が一定額以下であれば、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

大学、専門学校、高等学校等の学生で、前年所得が一定額以下であれば、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

●過去の免除・猶予が受けられる期間は、申請時点の2年1か月前までです。●上記の免除や納付猶予、納付特例の承認期間があると、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。なお、この期間については10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができますが、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意ください。

産前・産後期間の保険料免除制度があります。

- 対象となる人 … 第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人
- 免除期間 …… 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎児は3か月間前から6か月間)



就職・結婚・転職・退職など、こんなとき国民年金の加入種別も変わります。

被保険者の種別変更

こんなとき	被保険者の種別	届出先
20歳になったとき (年金未加入者)	未加入 ⇒ 1号	加入の通知が届かない場合のみ、 市役所 保険年金課
	未加入 ⇒ 3号	配偶者の勤務先を通じて年金事務所
会社等に就職したとき	1号 ⇒ 2号	勤務先を通じて年金事務所
	3号 ⇒ 2号	
配偶者が会社等に就職したとき	1号 ⇒ 3号	配偶者の勤務先を通じて年金事務所
	※2号 被保険者(厚生年金等加入者)は変更なし	
会社等を退職したとき (60歳未満の本人)	2号 ⇒ 1号	市役所 保険年金課
配偶者が会社等を退職したとき (扶養されている60歳未満の配偶者)	3号 ⇒ 1号	市役所 保険年金課
	※2号 被保険者(厚生年金等加入者)は変更なし	
結婚、退職により厚生年金 等に参加する配偶者の扶養 となったとき	1号 ⇒ 3号	配偶者の勤務先を通じて年金事務所
	2号 ⇒ 3号	
離婚、収入増等で配偶者の 扶養からはずれたとき	3号 ⇒ 1号	市役所 保険年金課

すべての国民に共通する3つの基礎年金を給付します。

老齢基礎年金 原則10年以上の年金受給資格を満たした65歳以上の人

障害基礎年金 国民年金加入中や20歳未満または65歳未満に初診日のある病気やケガで障害の状態になった人

遺族基礎年金 死亡した人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」(子の年齢要件あり)

※受給資格等、保険年金課までご相談ください。

介護保険

長寿介護課(14番窓口) …………… ☎620-1637・1639

福祉総合相談課(16番窓口) …………… ☎655-2758

介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活ができるように社会全体で介護を支える制度です。介護サービスに必要な経費は、40歳以上のかたが納める保険料と市等が負担する公費でまかなわれています。

介護サービスの利用には、要介護認定が必要です。市に申請すると、調査・審査を経て必要な介護の程度(要介護度)が決まります。介護サービス利用者は、自身の能力の維持向上に努めながら、在宅サービスや施設サービス等が受けられます。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上のかた	40~64歳の医療保険加入者
保険料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ●年金が月額15,000円以上のかたは原則、年金から引かれます ●それ以外のかたは、口座振替などにより直接市に納めます ●保険料は所得等によって異なります 	医療保険分+介護保険分=医療保険料 <ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険加入者 国民健康保険料として市に納めます(国が2分の1を負担) ●健康保険・共済組合加入者 毎月の医療保険料として給料から引かれます(事業主が2分の1を負担)
給付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●家事等の日常生活に支援が必要なかた ●寝たきり・認知症等で入浴、排泄、食事等の日常生活動作について常に介護が必要なかた 	<ul style="list-style-type: none"> ●初老期認知症や脳血管疾患等の老化に伴う疾病(16の特定疾病)により介護が必要なかた



介護保険で利用できる介護サービス

サービス	介護予防サービス(要支援1・2)	介護サービス(要介護1~5)
在宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防 訪問入浴介護 ●介護予防 訪問看護 ●介護予防 訪問リハビリテーション ●介護予防 居宅療養管理指導 ●介護予防 通所リハビリテーション(デイケア) ●介護予防 短期入所生活介護(ショートステイ) ●介護予防 短期入所療養介護(ショートステイ) ●介護予防 特定施設入居者生活介護 ●介護予防 福祉用具貸与(レンタル) ●介護予防 福祉用具購入費 ●介護予防 住宅改修費 	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護(ホームヘルプサービス) ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●通所介護(デイサービス) ●通所リハビリテーション(デイケア) ●短期入所生活介護(ショートステイ) ●短期入所療養介護(ショートステイ) ●特定施設入居者生活介護 ●福祉用具貸与(レンタル) ●福祉用具購入費 ●住宅改修費
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防認知症対応型通所介護(デイサービス) ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム。要支援1のかたは利用不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護(デイサービス) ●小規模多機能型居宅介護 ●認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ●地域密着型通所介護(デイサービス) ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●看護小規模多機能型居宅介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護(※) <p>※令和4年4月1日現在未整備</p>
施設サービス	—	<ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設 ●介護医療院

要支援1・2の認定を受けた人がホームヘルプサービスやデイサービスを利用する場合は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用となります。

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定を受けていなくても、一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のサービスを利用できます。詳しくは、長寿介護課またはお住まいの小校区を担当する地域包括支援センターにお問い合わせください。

◆介護予防・生活支援サービス事業

対象 基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、茨木市が事業対象者と決定した人、要支援1・2の認定を受けた人

費用 サービスの種類・内容に応じて利用者の負担額は変わります。

■訪問型サービス ●ホームヘルプサービス ●訪問型サービスA ●訪問型サービスB ●訪問型サービスC(栄養指導)

■通所型サービス ●デイサービス ●通所型サービスB(コミュニティデイハウス) ●通所型サービスC(元気いっぱつ教室・短期集中リハビリトレーニング)

■その他の生活支援サービス ●栄養改善型配食

◆一般介護予防事業

対象 65歳以上の人

- はつらつ教室(無料)
- 短期集中運動教室(無料)
- 介護予防健康運動教室(有料)
- 街かどデイハウス
- コミュニティデイハウス ほか

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者やその家族を、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えます。

介護に関する相談や生活上の困りごと等があれば近くのセンターへ気軽にご相談ください。

名称	電話	担当小校区
清溪・忍頂寺・山手台地域包括支援センター	649-1808	清溪・忍頂寺・山手台
茨木市地域包括支援センター天兆園	640-3960	安威・福井・耳原
茨木市地域包括支援センター常清の里	641-3164	豊川・郡山・彩都西
太田・西河原地域包括支援センター	631-5200	太田・西河原
三島・庄栄地域包括支援センター	631-5566	三島・庄栄
東・白川地域包括支援センター	636-8686	東・白川
春日・郡・畑地域包括支援センター	646-5685	春日・郡・畑
沢池・西地域包括支援センター	625-6575	沢池・西
春日丘・穂積地域包括支援センター	646-5406	春日丘・穂積
茨木・中条地域包括支援センター	646-5399	茨木・中条
大池・中津 地域包括支援センター	697-8067	大池・中津
天王・東奈良地域包括支援センター	648-7071	天王・東奈良
玉櫛・水尾地域包括支援センター	652-5810	玉櫛・水尾
玉島・葦原地域包括支援センター	636-8000	玉島・葦原



高齢福祉

長寿介護課(14番窓口) …… ☎620-1637

地域福祉課(15番窓口) …… ☎620-1634

福祉総合相談課(16番窓口) … ☎655-2758

高齢者向けサービス

サービスの種類 自 自己負担あり 所 所得制限あり	対象・内容	問合先 窓 口	
緊急通報装置設置 自	緊急時に電話で連絡を取ることが困難なひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を設置。費用は本人および世帯員の前年分の所得金額により決定(月額無料~1,584円)	長寿介護課	
シルバーハウジング生活援助員派遣 自	高齢者向けの府営住宅(シルバーハウジング)に、入居者の相談や緊急時に対応する生活援助員を派遣。家賃以外に所得に応じた費用負担が必要な場合あり(入居に関しては大阪府府営住宅高槻管理センター ☎072-685-1092)		
高齢者食の自立支援(配食)サービス 自	調理困難で安否確認が必要な要介護1~5のひとり暮らし高齢者等に対して、居宅訪問により定期的に週2食までの食事を提供。(低栄養のかたは週3食まで利用可) 料金は1食510円(市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は410円)		
ひとり暮らし高齢者等日常生活支援 自	要介護1~5のひとり暮らし高齢者等に対して1か月当たり2回まで、1回30分以内の介護サービス外の軽作業を行う(利用料負担あり)		
高齢者ごいっしょサービス 自	在宅の認知症高齢者が外出する際の付き添いや、病院通院時の院内介助、家族外出時の認知症高齢者の見守りを行う(利用料負担あり)		
高齢者福祉タクシー利用券 所	要介護1~5で生活保護受給または市民税非課税の在宅高齢者にタクシー利用券(1月当たり4枚)を交付。1枚あたり上限500円を助成。1乗車あたり最大2枚まで利用可。		
紙おむつ等支給サービス 所	要介護3~5(要介護認定3の人は一部要件あり)の在宅高齢者で、紙おむつ等を使用し、生計中心者の市民税が非課税世帯のかたに紙おむつ等と交換できる給付券(1か月上限6,250円)を支給(生活保護受給世帯は対象外)		
高齢者訪問理美容サービス出張費助成	在宅で生活する外出困難な要介護3~5の高齢者に対して、訪問による理美容サービスを受ける際の出張費を助成。(出張1回につき上限1,000円までの助成券を交付。交付枚数は、申請月により最大で年4枚)		
高齢者世帯家賃助成 所	市営・府営住宅以外で、家賃月5万円以下の賃貸住宅に居住している高齢者世帯に家賃の一部を助成(年齢要件、収入要件等あり)		
街かどデイハウス 自	要介護認定で自立の在宅高齢者に対して、地域での自立生活を支えられるよう、友人づくりや健康維持等を目的としたサービスを提供。施設内外で介護予防も実施(利用料負担あり)		
コミュニティデイハウス 自	要支援認定者等を対象に、食事、趣味活動、介護予防等のサービスを提供(利用料負担あり)。		
敬老祝金	毎年7月1日現在で、本市に1年以上居住しており、毎年4月1日から翌年3月31日までに100歳および男女の最高齢者になられるかたに祝金を贈呈		
所得税・住民税の障害者控除対象者認定	65歳以上の人で寝たきりや、認知症等、障害者に準ずる状態と認められる場合に対して、所得税・住民税の障害者控除を受けられる認定書を発行		地域福祉課
成年後見制度利用支援 所	おおむね65歳以上の高齢者等で生活保護受給世帯または市民税非課税世帯であり、処分可能な資産等がないかたに、制度申立てに必要な費用の一部を助成		
成年後見人等報酬助成 所	本人申立てで成年後見制度利用支援を利用したかた、または本市の市長申立てで弁護士、司法書士、社会福祉士、介護福祉士、行政書士を後見人等として後見等開始の審判を受けたかたで、資産等がなく後見人等への報酬の支払が困難なかたに費用の一部または全部を助成		
多世代交流センター 自	市内5施設で、高齢者の生きがいと健康づくりのため、講座の実施、自主グループ活動およびレクリエーション等を実施するほか、子どもの活動や子育て支援の場を提供		
高齢者活動支援センター(シニアプラザいばらき) 自	高齢者の趣味・娯楽・教養の活動場所を提供するだけでなく、地域活動や社会参加を支援するなど、さまざまな事業を実施		
いきいき交流広場 自	高齢者の地域における身近な居場所として、老人クラブ等が運営主体となり、60歳以上のかたを対象に自由な交流の時間・場所を提供(利用料負担あり)		
老人クラブ 自	地域の高齢者が自主的に老人クラブを結成し、生きがいと健康づくりを目的に、健康増進、教養の向上、社会奉仕、仲間づくり等の活動を行う。茨木市老人クラブ連合会(シニアプラザいばらき内)を通じてクラブへの入会可能		
安心カード	緊急時につけつけた救急隊員や警察官等が、必要な情報を迅速に入手し、事態に的確に対応するためのカードを配布(市ホームページからもダウンロード可能)		
茨木シニアカレッジ「いこいこ未来塾」 自	地域活動に意欲のある高齢者等が、セカンドステージとして生きがいをもって社会参加できるように、関心があるテーマを学ぶ場として開講	カレッジ事務局 ☎657-8814	
シルバー人材センター(シルバーワークプラザ) 自	健康で働く意欲があるおおむね60歳以上の高齢者に、臨時的・短期的な仕事の場を提供	同センター ☎634-8990	
緊急一時保護 自	養護者(家族、親族、同居人等)から虐待を受けた、あるいは受ける恐れがある高齢者をシェルター(緊急避難所)に一時的に保護	福祉総合相談課	
茨木童子見守りシール 自	行方不明になるおそれがある認知症高齢者および家族に対し、二次元コードを読み取る関係機関の連絡先が表示され、洋服やカバン等に貼り付けできるシールを配付		
養護老人ホーム	環境および経済上の理由により、居宅での生活が困難な高齢者に入所してもらう施設(福祉総合相談課への相談が必要)		



敬老行事

■最高齢者等訪問 市内在住の最高齢者等を市長が訪問し、長寿をお祝いします。

街かどデイハウス・コミュニティデイハウス

介護予防を目的としたサービスの提供や健康維持・友人づくりを通じて、高齢者の自立した生活を支えるための通いの場・居場所としての施設です。コミュニティデイハウスについては、要支援認定者および基本チェックリスト該当者も利用いただけます。

■街かどデイハウス (36ページ参照)

コアな仲間 白川一丁目3-27 ☎629-0218

■コミュニティデイハウス (36ページ参照)

利用にあたっては、各担当小学校区の地域包括支援センターまでお問い合わせください。

とんとん	上中条一丁目8-2	☎627-5517
ふくろうハウス	蔵垣内三丁目14-23	☎623-8777
白向	総持寺一丁目14-16	☎646-5453
オアシス平田	中津町16-22-401	☎665-8011
かるがも	鮎川二丁目26-21	☎637-8108
デスポット 駅前らんど	中総持寺町3-25	☎633-7587
ほづみ	下穂積一丁目3-1-3	☎601-0365
ふくろうハウス上野	上野町16-9	☎643-9092
ふれあいぼっぼ	上穂積二丁目1-10	☎627-8903
ほっとスル	沢良宜浜三丁目19-15	☎655-4308
なごみの里 和楽	西田中町4-22-102	☎623-2612
ハーマニー	西駅前町13-16	☎631-1414
紡希の庵(つむぎのいおり)	安威二丁目13-3	☎629-7463
山手台ななつ星	山手台七丁目2-20 (山手台福祉プラザ2階)	☎629-6889
ふれんず	駅前三丁目2-1	☎622-0040
雲見坂広場	高田町7-16	☎647-8876
ぼっぼ大池	大池二丁目28-6	☎633-1080
なみき	玉瀬町30-6	☎628-4166
てくてく東奈良	東奈良二丁目1	☎646-9320
たまちゃん	水尾二丁目7-39	☎635-4002

高齢者への虐待

虐待には、身体的・心理的・性的・経済的な虐待のほか、介護等の放棄や放任といった種類があります。養護者からの虐待にお困りのかたは、ご近所などで虐待発生の恐れがあると思われたかたは、福祉総合相談課、または、お住まいの小学校区を担当する地域包括支援センター(35ページ参照)にご相談ください。

いきいき交流広場

高齢者の地域における身近な居場所として、「いきいき交流広場」をオープンしています。老人クラブ等が運

営主体となり、60歳以上のかたを対象に自由な交流の時間・場を提供していますので、詳しい内容や開所日などは各広場までお問い合わせください。

- アクティブシニア春日クラブ……………☎626-5315
- 白川サロン……………☎634-0829
- サニースポット……………☎635-5097
- イキイキ元気クラブ……………☎626-3325
- 庄栄おしゃべりサロン……………☎627-6670
- いきいきサロン……………☎627-5041
- 朝日丘交流亭……………☎643-8411
- すこやかサロン・ええとこ……………☎080-5709-0118
- 蔵垣内いきいき広場……………☎623-4796
- やまてだい「藤だな」……………☎649-2411
- シニア大池交流クラブ……………☎632-7566
- 郡にこにこサロン……………☎641-3840
- 見山交流サロン……………☎090-8822-5694
- 松ヶ本交流サロン……………☎627-6430
- イオンいきいきからくり広場……………☎620-1634
- 末広いきいきサロン……………☎658-9209
- 下井いきいき交流クラブ……………☎090-8217-5844
- 銭原いきいき交流広場……………☎649-3718
- きらり交流広場……………☎668-2737
- いこいの郷……………☎070-3617-3119
- みしま・らくらく亭……………☎624-5050
- 畑田いきいき交流広場……………☎090-3620-2102
- かるがもサロン……………☎637-8108
- 上穂アクティブシニア……………☎623-3027

チーム・オレンジいばらき

認知症の早期発見・早期対応のために、専門職が家庭訪問を行い、認知症の人(疑いのある人)とその家族を支援します。

対象者・認知症の診断を受けていない人
・医療・介護保険サービスを利用していない人

問合せ ☎622-0655 (福祉総合相談課内)

認知症オレンジダイヤル

☎0120-556-806 ココロ 購れる 平日午前9時～午後5時

認知症のことや受診方法について知りたいなど、認知症に関する電話相談です。認知症地域支援推進員が対応します。

メール相談も受付けています。「茨木市認知症オレンジメール」で検索してください。

いばらきオレンジかふえ(認知症カフェ)

認知症の人やその家族、地域の人など誰もが気軽に集う「憩える場」です。

詳しくは市のホームページをご覧ください。

障害福祉

市民税課(12番窓口①) … ☎620-1614 福祉総合相談課(16番窓口) … ☎655-2758
 地域福祉課(15番窓口) … ☎620-1634 保険年金課(8番窓口) … ☎620-1632
 障害福祉課(17番窓口) … ☎620-1636 こども政策課(19番窓口) … ☎620-1625

障害福祉センターハートフルについては18ページ参照

障害者のために

障害のあるかたに対し、一定の基準を定め、いろいろな施策を実施しています。支援を受けるには身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていることが必要です(一部例外あり)。

手帳の取得を希望されるかたは、障害福祉課に申請してください。



■障害のあるかたのためのサービス一覧

サービスの種類 自自己負担あり 所所得制限あり	対象			サービスの対象・内容	問合先
	身体	知的	精神		
自立支援医療 医療	(更生医療) 自所	○		18歳以上の障害者が身体の機能障害を軽減または改善するために必要な手術等を受ける場合に医療費を助成	障害福祉課
	(精神通院) 自所		○	精神疾患のために通院しているかたに医療費を助成	
	(育成医療) 自所	○		18歳未満のかたが身体の機能障害を軽減または改善するために必要な手術等を受ける場合に医療費を助成	
補装具 自所	○		障害者(難病患者を含む)が身体の障害を補うため、その障害に適合する補装具の購入、借受け、修理費を支給		
日常生活用具 自	○	○	○	重度障害者(難病患者を含む)が日常生活を容易にするための用具を給付	
障害児福祉手当 所	○	○	○	在宅の重度障害者(20歳未満)で、常時介護が必要なかたに手当を支給	
特別児童扶養手当 所	○	○	○	中度以上の身体障害・知的障害または精神障害がある20歳未満の児童を監護・養育している親または養育者に手当を支給	
特別障害者手当 所	○	○	○	在宅の重度障害者(20歳以上)で、常時特別の介護が必要なかたに手当を支給	
重度障害者在宅生活応援制度	○	○		身体障害者手帳1・2級と療育手帳(A)を合わせ持つ障害者(児)の介護者に給付金を支給(特別障害者手当との重複受給は不可)	
扶養共済制度	○	○	○	障害者(児)の保護者が加入。保護者が死亡等した場合に、掛金に応じた年金を障害者に支給	
旅客・航空運賃の割引	○	○		鉄道・バスの運賃で50%(1種・2種により異なる)、タクシーの運賃で10%の割引、航空・船舶運賃の割引率は航空会社により異なる	
NHK放送受信料の免除 所	○	○	○	障害の程度、種類、課税状況等により、半額または全額が免除	
有料道路における通行料金の割引	○	○		障害者が運転する自動車等および重度障害者(児)が乗用し、介護者が運転する自動車等の通行料金を最大50%割引	
自動車改造費補助 所	○			障害者が自ら所有し、自動車の操作装置を改造する必要がある場合、費用の一部を補助	
自動車運転技能習得費補助	○			障害者が免許を取得するときに費用の一部を補助	
重度障害者福祉タクシー利用券 所	○	○	○	在宅の重度障害者に福祉タクシー利用券(1枚上限500円を助成。1月当たり4枚)を交付	
住宅改造 所	○	○		重度障害者で住宅改造が必要な場合に、費用の一部を助成	
重度障害者医療 所	○	○	○	重度障害者(児)または中度の知的障害者(児)かつ身体障害者手帳所持者及び重度難病患者が医療機関で受診した時の医療費(保険診療分)の自己負担額の一部を助成	
児童扶養手当 所	○	○	○	父親または母親に重度障害がある18歳到達後最初の年度末までの児童を養育しているかたに手当を支給	こども政策課
ひとり親家庭医療 所	○	○	○	父親または母親に重度障害がある18歳到達後最初の年度末までの児童と、その養育者を対象に医療費を助成	
障害基礎年金	○	○	○	国民年金法に定める障害があり要件を満たすかたに年金を支給	保険年金課
税の減免および控除	○	○	○	軽自動車税(種別割)の免税(基準は自動車税(種別割)と異なるため要事前問合)、市民税の所得控除 市役所以外の機関でも、所得税・相続税の控除(税務署)、自動車税の免税(府税事務所)、環境性能割の免除(自動車税事務所)等の各種制度を受けることができます。詳細は各機関にお問い合わせください	市民税課
成年後見制度利用支援 所		○	○	障害者等で生活保護受給世帯または市町村民税非課税世帯であり、処分可能な資産等がないかたに、制度申立てに必要な費用の一部を助成	地域福祉課
成年後見人等報酬助成 所		○	○	本人申立てで成年後見制度利用支援を利用したかた、または本市の市長申立てで弁護士、司法書士、社会福祉士、介護福祉士、行政書士を後見人等として後見等開始の審判を受けたかたで、資産等がなく後見人等への報酬の支払が困難なかたに費用の一部または全部を助成	

障害者への虐待通報専用ダイヤル ☎622-5585 (24時間・365日対応)

障害者への虐待が疑われる場合は、ご相談ください。
通報や届出をした人の情報は守られます。
メール相談も受け付けています。詳しくは福祉総合相談課のホームページをご覧ください。

障害者相談支援センター

障害者やその家族のさまざまな相談に対応するセンターです。福祉サービスの利用に関することや差別を受けたと感じられた場合等はご相談ください。
※所在地、連絡先については、福祉総合相談課のホームページをご覧ください。福祉総合相談課までお問い合わせください。



障害福祉サービス(障害者総合支援法)

障害福祉サービスは、あらかじめ市の支給決定を受けた障害者(難病患者を含む)が、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する制度です。サービスを利用した場合は、市町村と利用者で費用を負担することになります。

自立支援給付

介護給付	訓練等給付	地域相談支援	計画相談支援
<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護 ●重度訪問介護 ●行動援護 ●療養介護 ●生活介護 ●ショートステイ(短期入所) ●重度障害者等包括支援 ●施設入所支援 ●同行援護 	<ul style="list-style-type: none"> ●自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援 ●グループホーム ●自立生活援助 ●就労定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行支援 ●地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画相談支援

地域生活支援事業

障害者(難病患者を含む)が自立した日常生活や社会生活が営めるよう、次の事業を行っています。

①相談支援事業	障害者やその家族への総合的な相談
②意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣、入院時コミュニケーション支援事業
③日常生活用具給付等事業	前ページサービス一覧表に記載
④移動支援事業	外出のための支援
⑤地域活動支援センター事業Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型	創作的な活動や生産活動の機会の提供
⑥訪問入浴サービス事業	肢体不自由者等に対し入浴の支援
⑦日帰りショートステイ事業	日中における場所の提供
⑧入院時コミュニケーション支援事業	入院時に医療機関とのコミュニケーションを図るための支援

詳しくは障害福祉課(①は福祉総合相談課)までお問い合わせください。

社会福祉一般

地域福祉課(15番窓口)…☎620-1634 生活福祉課(18番窓口)…☎620-1635
福祉総合相談課(16番窓口)…☎655-2758 社会福祉協議会…☎627-0033

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、生活保護には至らなくても、経済的に困窮しているかたや、これからの暮らしに不安があるかたが、早期に困窮状態から抜け出し、また困窮状態に陥らず安心して生活できるよう、本人の状態に応じて包括的かつ継続的な相談支援を行うものです。※ご相談については、福祉総合相談課内のくらしサポートセンター「あすてっぴ茨木」にお問い合わせください。

いきいきネット相談支援センター (コミュニティソーシャルワーカー(CSW))

高齢者、障害者、ひとり親家庭など社会的援護が必要なかた(要援護者)やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ともに支え合う地域社会の実現に向け、地域の相談員(福祉の専門職)であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を、市内14か所に配置しています。「生活に困っている」「一人暮らしの不安」「育児の不安」「介護の不安」等のご相談については、お住まいの小学校区を担当するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)にご相談ください。※お住まいの小学校区を担当するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の所在地、連絡先については、福祉総合相談課のホームページをご覧ください。

生活保護制度

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行われているものです。

生活保護に関するご相談については、生活福祉課にお問い合わせください。

成年後見制度

この制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でないかたについて、権

利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、そのかたを法的に支援する制度です。

たとえば、判断能力が不十分なかたが、「不動産や預貯金など財産の管理が必要なとき」「福祉サービスを受ける契約をしたいとき」「遺産分割をしたいとき」など、1人でするには不安がある、1人ではできない時など、家庭裁判所に成年後見人等の選任を申し立てることができます。(費用が必要です)

申し立てができるのは、本人、本人の家族のかたなどです。また、身寄りのないかたに対しては、市長が代わって申し立てをすることができます。

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された、社会福祉の増進のために活動するボランティアです。生活のこと、子どものことで相談のあるときは、近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

なお、民生委員・児童委員の中に、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が委嘱されています。地域担当の民生委員・児童委員、主任児童委員の連絡先については、地域福祉課にお問い合わせください。

社会福祉協議会

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会は、皆さんの福祉に対する温かい気持ちやご協力を得て、地域福祉の推進を図るための連絡・調整の機能を果たす団体です。事務所は福祉文化会館4階です。

事業 ●地区福祉委員会事業(いきいきサロン、子育てサロン、地域健康づくり、世代間交流、高齢者地域見守り事業(会食・配食サービス含む)、敬老会、ぷらっとホームづくり等) ●広報誌「社協だより」の発行 ●生活福祉資金貸付事業 ●善意銀行事業(金銭・物品の預託受付・払出し) ●ボランティアセンター事業 ●日常生活自立支援事業 ●介護保険サービス事業(ケアプラン作成) ●車いす、ベビーカー貸出事業 ●福祉車輪移送サービス事業 ●いきいきネット相談事業(CSW配置) ●共同募金事業 ●福祉教育事業



健(検)診事業

保健医療センター…………… ☎625-6685

保険年金課(6番窓口)…………… ☎620-1630

生活福祉課(18番窓口)…………… ☎620-1635

健康診査

保健医療センターについては17ページ参照

健診名	対象者	診査項目	自己負担額	持ち物	実施場所	備考
● <small>アプター</small> U-39健診 (若年健康診査)	16歳～39歳 の市民(注1)	問診、計測(身長、体重、腹囲)、 血圧、血液検査 (脂質、血糖、肝機能)、尿検査	500円	—	保健医療センター	—
★ 特定健康診査	40歳～74歳 (注1)	問診、計測(身長、体重、腹囲)、 血圧、血液検査 (脂質、血糖、肝機能)、尿検査 など(医師が判断した場合は 貧血等の各検査を実施)	無料 (市国保加入者)	各医療保険者が 発行する受診券、 市健診チケット、 保険証	委託医療機関 保健医療センター	受診券等は、市国保加入者 が国保加入後、約2ヶ月で 健康づくり課から届きます。 会社等の健康保険加入者・ 被扶養者は各保険組合等へ お問い合わせください。
	各医療保険者が 指定する金額		委託医療機関 保健医療センター および医療機関			
● 後期高齢者 医療健康診査	75歳以上(一定の障 害のある65歳以上)で 後期高齢者医療制度加入者		無料		委託医療機関 保健医療センター	
健康増進法に 基づく健康診査	40歳以上(注1) の生活保護受給者等		無料	生活保護受給者: 受診券、市健診チケット、 生活保護受給者証 生活保護受給者以外: 申請時に交付する書類等	委託医療機関 保健医療センター	生活保護受給者 問合先:生活福祉課 上記以外 問合先:保健医療センター

がん検診等

検診名	対象者	診査項目	自己負担額	持ち物	実施場所	備考
● 胃がん検診	40歳以上(注1)の市民	問診、 胃部X線(バリウム)検査	500円		保健医療センター コミュニティセンター等巡回	—
▲ 肺がん検診	40歳以上(注1)の市民	問診、胸部X線検査 <small>かく</small> 喀痰検査(対象者のみ)	胸部X線検査 300円 X線+ <small>かく</small> 喀痰 500円		委託医療機関 保健医療センター	<small>かく</small> 喀痰検査は50歳 以上でタバコ指数 600以上、アスベ ストを吸う場所で 働いたことがある 人または6か月以 内に血痰が出た人 等が対象
▲ 大腸がん検診	40歳以上(注1)の市民	問診、便潜血反応検査	300円		委託医療機関 保健医療センター	—
▲ 前立腺がん検診	55歳以上の市民 (男性のみ)	問診、PSA検査	300円		委託医療機関 保健医療センター	—
▲ 肝炎検査	40歳以上(注1)で過去 に肝炎検査の受診歴が ない市民	問診、B型肝炎、 C型肝炎検査	300円	市健診 チケット	委託医療機関 保健医療センター	保健医療センタ ーでは、健康診 査と同時に受診 する場合のみ受 診可
■ 胃がんリスク検診	受診する年度の4月1日 時点で、30・35・40・ 45・50・55・60・65 ・70歳の市民	問診、 ペプシノゲン検査 ピロリ菌抗体検査	400円		委託医療機関 保健医療センター	—
● 乳がん検診	受診する年度の4月1日 時点で40歳以上の市民 (女性のみ)(2年度に1回)	問診、視触診、 マンモグラフィ	800円		委託医療機関 保健医療センター コミュニティセンター等巡回	—
● 子宮がん検診	受診する年度の4月1日 時点で20歳以上の市民 (女性のみ)(2年度に1回)	問診、視診、 内診、細胞診	500円		委託医療機関 保健医療センター コミュニティセンター等巡回	—
● 骨粗しょう症検診	18歳以上の市民	問診、骨塩量測定	1,000円	—	保健医療センター	—
歯科健康診査	受診する年度の4月1日の時点 で40歳以上の市民(注2)	問診、口腔内検査等	500円	—	委託医療機関	9月～12月実施
訪問歯科健康診査	受診する年度の4月1日の時点 で40歳以上の市民(注3)	問診、口腔内検査等	500円	—	自宅など	4月～翌年3月実施

(注1) 今年度中に対象年齢を迎える人が対象。

※U-39健診、がん検診等は、①70歳以上(U-39健診を除く)、②生活保護世帯、③市民税非課税世帯の人は無料
(ただし③は事前に市民税の申告と保健医療センターでの申請が必要)。

(注2) 74歳までの人について、令和4年度は偶数年(和暦)の4/2～12/31・奇数年(和暦)の1/1～4/1生まれのみ、令和5年度は奇数年(和暦)の4/2～12/31・偶数年(和暦)の1/1～4/1生まれのみ(※後期高齢者医療制度加入者は対象外)

(注3) 病気や怪我または寝たきりのため通院ができない要介護3～5程度の人、市内委託歯科医療機関または、市歯科医師会への申込が必要

(☎624-5601)

●: いばライフで予約可

★: いばライフで予約可(市国保加入者のみ)

▲: いばライフで予約可(特定健康診査または後期高齢者医療健康診査と同時実施の場合のみ)

■: いばライフで予約可(U-39健診または特定健康診査と同時実施の場合のみ)

※いばライフ(裏表紙参照)で予約できるのは、保健医療センターでの実施分のみ

